

就労選択支援	障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
(略)	(略)
短期入所（福祉型、医療型）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。
四 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等	(略)
共同生活援助	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。
施設入所支援	令和四年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数（施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認した上で計画期間中に施設入所支援が必要と判断される数）を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和八年度末において、令和四年度末時点の施設入所者数の五パーセント以上を削減することとし、令和五年度末において、障害福祉計画で定めた令和五年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和八年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

(新設)	(新設)
(略)	(略)
短期入所（福祉型、医療型）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
四 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等	(略)
共同生活援助	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
施設入所支援	令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和五年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の一・六パーセント以上を削減することとし、令和二年度末において、障害福祉計画で定めた令和二年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和五年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等の設置箇所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。
五 (略)	
六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等	
児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後には児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
(削る)	(削る)
放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後には放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。
五 (略)	
六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等	
児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後には児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
医療型児童発達支援（児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後には医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後には放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設		地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
	障害児相談支援	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
都道府県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数		医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等の支援を総合調整するため必要となる配置人数の見込みを設定する。
	市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。
七 発達障害者等に対する支援		
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	(略)	(略)
	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難な事例（強度行動障害やひきこもり等）に対する発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。	(略)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	(略)	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する。
	(略)	(略)
八 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
(略)	(略)	(略)
精神障害者の自立生活援助	(略)	(略)

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
障害児相談支援	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
(新設)	(新設)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。
七 発達障害者等に対する支援	
(略) 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	(略) 現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。
(略) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	(略) 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
(略)	(略)
八 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
(略)	(略)
精神障害者の自立生活援助	(略)

別表第二		別表第二	
一 (略)	事 項	(略)	内 容
(略)	精神障害者の自立訓練（生活訓練）	(略)	現に利用している精神障害者の数、精神障害者の二一 ズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自 立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案 して、利用者数の見込みを設定する。
		(略)	
		(略)	
(略)	九 相談支援体制の充実・強化のための取組	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定す る。	
		基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所 に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相 談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関と の連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検 証の実施回数を見込みを設定する。	
		基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の 配置数の見込みを設定する。	
(略)	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所 域の相談支援体制の強化	協議会における個別事例の検討 を通じた地域のサービス基盤の 開発・改善	
		協議会における相談支援事業所の参画による事例検討 実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専 門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定す る。	
(略)	十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	障害福祉サービス等に係る各種 研修の活用	
		(略)	
		都道府県による相談支援専門員研修（初任者・現任・ 主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任 者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みについて 定める。 都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任 者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドラ イン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み を設定する。	

別表第二		別表第二	
一 (略)	事 項	(略)	内 容
(略)	(新設)	(略)	(新設)
		(略)	
		(略)	
(略)	九 相談支援体制の充実・強化のための取組	総合的・専門的な相談支援	
		障害の種類や各種のニーズに対応できる総合的・専門 的な相談支援の実施の見込みを設定する。	
		地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な 指導・助言件数の見込みを設定する。 地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数の見込み を設定する。 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 の見込みを設定する。	
(略)	(新設)	地域の相談支援体制の強化	
		(新設)	
(略)	十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	障害福祉サービス等に係る各種 研修の活用	
		(略)	
		(新設)	

五 関係機関との連携に関する事項 (一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機	四 (略)	(一) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な見込み及びその見込量の確保のための方策	二 提供体制の確保に係る目標 (一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標 (二) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標
(略)	(略)	① 別表第一を参考として、⑤の令和八年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和八年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な見込みを定めること。 ②④ (略) ⑤ 当該市町村が属する都道府県が別表第四の三の項に掲げる式により算定した、当該都道府県の区域(地方自治法第五条第一項の区域をいう。以下この⑤及び別表第四において同じ。)における令和八年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案して、当該市町村の区域における令和八年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定めること。 ① 別表第一を参考として、令和八年度までの各年度における市町村ごとの指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な見込みを定めること。 ②・③ (略)	障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に即して、令和八年度における成果目標を設定すること。 障害児支援の体制整備を推進するため、この基本指針に即して、地域の実情に即して、令和八年度における成果目標を設定すること。

五 関係機関との連携に関する事項 (一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機	四 (略)	(一) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な見込み及びその見込量の確保のための方策	二 提供体制の確保に係る目標 (一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標 (二) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標
(略)	(略)	① 別表第一を参考として、⑤の令和五年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和五年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な見込みを定めること。 ②④ (略) ⑤ 当該市町村が属する都道府県が別表第四の三の項に掲げる式により算定した、当該都道府県の区域(地方自治法第五条第一項の区域をいう。以下この⑤及び別表第四において同じ。)における令和五年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案して、当該市町村の区域における令和五年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定めること。 ① 別表第一を参考として、令和五年度までの各年度における市町村ごとの指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な見込みを定めること。 ②・③ (略)	障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に即して、令和五年度における成果目標を設定すること。 障害児支援の体制整備を推進するため、この基本指針に即して、地域の実情に即して、令和五年度における成果目標を設定すること。

別表第三		
事 項	内 容	
一・二 (略)	(略)	関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
三 提供体制の確保に係る目標 (一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に即して、令和八年度における成果目標を設定すること。	(略)
(二) 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	①～⑤ (略) ⑤ 障害児支援の体制整備を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に即して、令和八年度における成果目標を設定すること。	(略)
四 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 (一) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	① 市町村障害福祉計画を基礎として、④の令和八年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和八年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。 ②・③ (略) ④ 別表第四の三の項に掲げる式により算定した、令和八年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定めること。	(略)

別表第三		
事 項	内 容	
一・二 (略)	(略)	関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
三 提供体制の確保に係る目標 (一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に即して、令和五年度における成果目標を設定すること。	(略)
(二) 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	①～⑤ (略) ⑤ 障害児支援の体制整備を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に即して、令和五年度における成果目標を設定すること。	(略)
四 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 (一) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	① 市町村障害福祉計画を基礎として、④の令和五年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和五年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。 ②・③ (略) ④ 別表第四の三の項に掲げる式により算定した、令和五年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定めること。	(略)

別表第四	(二) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策		① 市町村障害児福祉計画を基礎として、令和八年度までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。 ② (略)
	五 (略)	(略)	
	六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数の必要入所定員総数	令和八年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること。	
	七・八 (略)	(略)	
	九 関係機関との連携に関する事項 (一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項 (二) (略)	(略)	
	十・十一 (略)	(略)	
別表第四		式	
一		$\Sigma(A_1) \times (1 - X_1) + \Sigma(A_2) \times (1 - X_2)$	
二		$\Sigma(B_1) \times (1 - X_1) + \Sigma(B_2) \times (1 - X_2)$	
三		$(C) - ((\text{別表第四の一に掲げる式により算定した患者数}) + (\text{別表第四の二に掲げる式により算定した患者数}))$	

別表第四	(二) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策		① 市町村障害児福祉計画を基礎として、令和五年度までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。 ② (略)
	五 (略)	(略)	
	六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数の必要入所定員総数	令和五年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること。	
	七・八 (略)	(略)	
	九 関係機関との連携に関する事項 (一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項 (二) (略)	(略)	
	十・十一 (略)	(略)	
別表第四		式	
一		$\Sigma A_1 B_1 \times \alpha \times \beta + \Sigma A_2 B_1 \times \gamma$	
二		$\Sigma C_1 B_2 \times \alpha \times \beta + \Sigma C_2 B_2 \times \gamma$	
三		$\Sigma A_2 B_2 \times (1 - \alpha \times \beta) + \Sigma A_1 B_2 \times (1 - \gamma)$	

備考

この表における式において、 A_1 、 A_2 、 B_1 、 B_2 、 C 、 X_1 、 X_2 は、それぞれ次の値を表すものとする。

A_1 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）の令和八年における年齢階級別の推計患者数

A_2 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）の令和八年における年齢階級別の推計患者数
(削る)

(削る)

B_1 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）の令和八年における年齢階級別の推計患者数

B_2 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）の令和八年における年齢階級別の推計患者数

C 令和二年における精神病床における入院期間が一年以上である入院患者数

X_1 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者（認知症である者を除く。）について、各都道府県の令和十一年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数（認知症である者を除く。以下「a」という。）と、令和二年時点で人口当たりの慢性期の入院患者数（認知症である者を除く。）が少ない県の水準（以下「b」という。）を比較し、aがbを下回っている場合は○、上回っている場合はその差分を計算の上、差分が各都道府県の令和十一年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数の二割未満の場合は差分の半分、差が二割以上の場合は○・一をそれぞれ標準とし、さらに各都道府県において○を下回らない範囲で標準より○・〇二より小さい値を加えた又は減じた都道府県知事が定める値

X_2 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者（認知症である者に限る。）について、各都道府県の令和十一年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数（認知症である者に限る。以下「c」という。）と、令和二年時点で人口当たりの慢性期の入院患者数（認知症である者に限る。）が少ない県の水準（以下「d」という。）を比較し、cがdを下回っている場合は○、上回っている場合はその差分を計算の上、差分が各都道府県の令和十一年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数の二割未満の場合は差分の半分、差が二割以上の場合は○・一をそれぞれ標準とし、さらに各都道府県において○を下回らない範囲で標準より○・〇二より小さい値を加えた又は減じた都道府県知事が定める値

備考

この表における式において、 A_1 、 A_2 、 A_3 、 A_4 、 B_1 、 B_2 、 B_3 、 C_1 、 C_2 、 α 、 β 、 γ は、それぞれ次の値を表すものとする。

A_1 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

A_2 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

A_3 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

A_4 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

B_1 当該都道府県の区域における、令和五年における六十五歳以上の性別及び年齢階級別の推計人口

B_2 当該都道府県の区域における、令和五年における六十五歳未満の性別及び年齢階級別の推計人口

B_3 当該都道府県の区域における、令和五年における性別及び年齢階級別の推計人口

C_1 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

C_2 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

α 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合として、原則として○・六五から○・七四までの間で都道府県知事が定める値

β 一年当たりの治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として○・九五から○・九六までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値

γ 一年当たりのこれまでの認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として○・九七から○・九八までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値